

埼玉県進路指導改善検討委員会

報告書

生徒・保護者から信頼される中学校進路指導の在り方について
～「自分を活かす」進路選択～

平成27年3月

「埼玉県進路指導改善検討委員会報告書」

生徒・保護者から信頼される中学校進路指導の在り方について
～「自分を活かす」進路選択～

目 次

はじめに	1
1 埼玉県の公立中学校におけるこれまでの進路指導の経緯	2
(1) 生徒急増期における進路指導	2
(2) 進路指導の改革	3
(3) 進路指導の現状	5
2 期待される進路指導の在り方	6
(1) 子供たちに求められる力と進路指導	6
(2) 高等学校の特色化と進路指導	7
(3) 生徒・保護者から信頼される進路指導	8
3 進路指導充実へ求められる取組	9
(1) 組織的な進路指導体制の充実	9
(2) 進路指導・相談内容の充実	10
(3) 教員の資質向上	11
(4) 進路指導を支えるキャリア教育の充実	12
4 県教育委員会に期待するリーダーシップ	13
5 関係組織間の連携	14
資料(要約)	
○議事要旨	15
○埼玉県進路指導改善検討委員会設置要項	20
○埼玉県進路指導改善検討委員会開催経過	22

はじめに

我が国では現在、生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている。

社会環境が急激に変化し、将来は職業の在り方も様変わりする可能性が指摘される中、中央教育審議会は、平成26年12月、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言する答申を示した。

今後、高等学校教育及び大学教育における教育内容、学習・指導方法、評価方法、教育環境が見直されることで、多くの中学生の進学先である高等学校の特色化が一層進むことが予想される。

このような中で中学校は、高等学校の特色化や社会の変化、生徒たちの置かれている環境に対応した進路指導を充実させることが大切である。

埼玉県では、平成4年の「業者テストの偏差値に頼った進路指導を改善する方針」以降、生徒一人一人の能力・適性・関心や将来の希望等を踏まえた3年間を見通した「生き方指導としての進路指導」が定着した。しかし、一方では、生徒・保護者に対する進路選択に対する具体的なアドバイスが十分でないという指摘もある。

このような状況の中、県では、公立学校や教育委員会関係者だけでなく、PTAや私立学校関係者、塾関係者や学識経験者を構成員として、埼玉県進路指導改善検討委員会を立ち上げ、生徒・保護者から信頼される中学校進路指導の在り方について、慎重かつ活発な議論を重ねてきた。

協議の中では、生徒が自分のよさを活かせる進路選択を支援することが大切であり、そのためには生徒のよさを総合的に理解している中学校が更に主体性を発揮した進路指導を行うことが重要であることが共通認識された。

そこで、本報告書では、副題を「『自分を活かす』進路選択」と定めた。これは、生徒のよさを理解し、生徒に自信を付けさせるなど、生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導の充実が大切であることを示している。

本報告書は、中学校進路指導充実に向けての在り方を、高等学校への進路指導を中心にまとめているが、専修学校・各種学校等への進学や就職を希望する生徒への指導についても同様に読み取っていただきたい。

今後、県教育委員会のリーダーシップの下、関係各団体等が相互に連携を図りながら、中学校進路指導改善の取組が、順次、確実に進められることを強く望むものである。

平成27年3月9日

埼玉県進路指導改善検討委員会
委員長 清水 誠

1 埼玉県の公立中学校におけるこれまでの進路指導の経緯

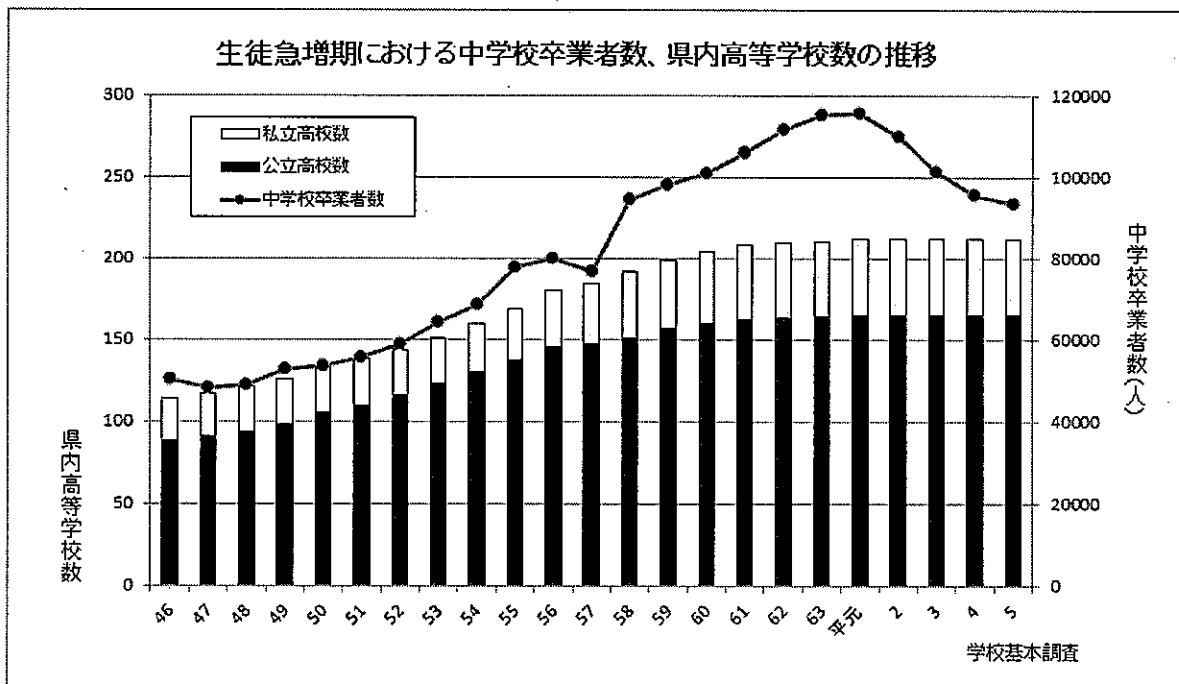
(1) 生徒急増期における進路指導

○埼玉県では、昭和50年代からの中学校卒業生の増加に対応するため、高等学校の新設が毎年進められ、昭和63年度には155校の県立高等学校が設置された。

○当時の中学校における進路指導は、多数の卒業生を確実に高等学校へ入学させることが大命題であり、特に生徒一人一人の学力が県内でどのくらいの位置にいるのかを知ることが重要であった。

○このようなことを背景として、いわゆる「業者テスト」とその結果の「偏差値」が志望校決定の資料として活用されるようになった。

○その後、中学校卒業生は平成元年の約11万6千人をピークに減少傾向に転じたものの、各中学校における進路指導においては、業者テストの結果が活用され、本来、志望校を決める資料の一つであるべき「偏差値」が、いつしか、「偏差値が志望校を決める」状況へとエスカレートしていった。



(2) 進路指導の改革

○前述のように進路指導の一つの資料であるはずの「業者テスト」、「偏差値」の影響力が大きくなり過ぎた状況に危機感を抱いた埼玉県教育委員会は、全国に先駆けて、平成4年10月に「業者テストの偏差値等を高等学校へ提供しない」「中学校が業者テストの実施に関与しない」の2点を柱とした『業者テストの偏差値に頼った進路指導を改善する方針』を打ち出した。

○さらに、中学校長会等が中心となって実施していた、いわゆる「公的テスト」についても、これが「業者テスト」の代替手段となることの懸念から、埼玉県教育委員会はその実施の自粛を求め、平成9年度を最後に全ての「公的テスト」の実施が自粛された。

○また、この問題は埼玉県だけにとどまらず、全国の高校入試に関わる社会問題となっていたことから、平成5年2月には当時の文部省から、「業者テストの結果を資料とした高校入学者選抜があってはならないこと」「中学校における進路指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、生徒の能力・興味・関心に基づいて行われるべきであること」などが通知された。

○このような県の方針表明や国の通知は、中学校の進路指導に大きな影響を与えるとともに、進路指導の本質を考えるきっかけとなったが、平成9年11月の文部省通知では中学校の進路指導について、「生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという方向に一層の改善を進めること」が求められ、これが「生き方指導としての進路指導」と呼ばれる現在の進路指導の基本的な考え方となっている。

■通知文（抜粋）

○「高等学校の入学者選抜について（通知）」

文部事務次官通知(平成5年2月22日付け 文初高第243号)

3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

(1) 業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。

4 中学校における進路指導の充実について

(1) 生徒の進路の選択や学校の選択に関する指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、学校の教育活動全体を通じて的確に把握した生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等に基づき、また、進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであること。

■通知文（抜粋）

○「高等学校の入学者選抜の改善について（通知）」

文部省初等中等教育局長通知

(平成9年11月28日付け 文初高第243号)

2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

(2) 進路指導の改善等について

ア 生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという方向に一層の改善を進めること。

イ 高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒や保護者に積極的に提供するとともに、高等学校等への体験入学を行うなど啓発的な体験を積極的に取り入れること。また、各都道府県及び市町村教育委員会等においては、中学校や生徒・保護者に対する情報提供体制を整備していくこと。

(3) 進路指導の現状

○現在、県内の公立中学校においては、平成9年の文部省通知等に基づき、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自分の意志と責任で主体的に進路を選択できるよう、生徒理解に基づいた進路指導の充実を進めている。

○このことは、生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという点では評価できるものと考えられるが、一方で、生徒・保護者による主体的な進路選択を重視し過ぎた結果、志望校選択について具体的なアドバイスがもらえないなど中学校に対する不満の一因にもなった。

○この間、埼玉県教育委員会では、業者テストの代替手段となる懸念から自粛を求めた公的テストの実施を一定の条件で認めるとともに、生徒・保護者への情報提供の充実を求める通知を行っている。

○県内の公立中学校の進路指導の現状については、多くの委員が様々な視点から意見・感想を述べた。それらを一言で表すことは困難であるが、平成9年の文部省通知に基づき充実が図られてきてはいるものの、志望校の選択という生徒・保護者の現実的なニーズに十分に答えられてはいないという認識であり、この点に関して、中学校が一層主体となった対応が求められるものとする。

■通知文（抜粋）

○「今後の進路指導・キャリア教育の充実について」

埼玉県教育委員会教育長通知

（平成18年11月9日付け 教義指第979号）

- 2 生徒が主体的に進路を選択する、生き方指導としての進路指導・キャリア教育については、今後も堅持していくこと。
- 3 市町村教育委員会や校長会等の公的な実施主体が、高等学校等への進路相談に活用するための学力テストを実施・活用することについては、平成5年文部省通知の内容を踏まえた学力テストであれば、実施できるものとする。
- 4 活用する際には、偏差値に頼った指導とならないように、十分に配慮すること。
- 5 中学校の教員は、高等学校等へ訪問するなど情報収集・情報交換を適切に行い、生徒・保護者への情報提供の充実に努めること。

2 期待される進路指導の在り方

(1) 子供たちに求められる力と進路指導

○我が国では現在、生産年齢人口の急減やグローバル化・多極化による社会環境の変化、さらに、これらに伴う国際競争の激化や産業・経済構造の変化など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化している。

○これらの社会の変化は、次代を担う人材である子供たちに求められる力にも大きな変化をもたらすものである。

○我が国の強みは、中間層の厚みと言われてきたが、社会的・経済的格差や貧困率の上昇等により中間層の厚みが痩せ細り、二極化が生じている状況があり、子供たちの置かれる環境にも影響する様々な問題が指摘されている。

○このような時代の転換期である現在、子供たち一人一人の個性を最大限に活かしつつ、主体性を持って多様な人々と協力して問題を解決する力を育成するなど、社会のいろいろな分野で活躍できることを目指した人材育成が必要である。

○既に、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化が進み、学卒者の就職環境は大変厳しい状況となっている中で、次代を担う子供たちには自分の弱みを補うことだけでなく、自分の強みを最大限に活かし社会に貢献できる力を身に付けることが求められる。

○こういった観点からは、進路指導においても、学校・生徒・保護者が一体となって生徒本人の将来を考えるとともに、本人の能力や適性などを踏まえた上で、生徒本人の力を一番活かすことができる進路選択を目指した指導が重要である。

○そのためには、義務教育の最終段階である中学校が、不登校や障害のある生徒も含め、全ての生徒のよさを総合的に理解し、生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を充実させる必要性がますます高まっている。

(2) 高等学校の特色化と進路指導

- 県立高等学校については、平成元年以降の中学校卒業者の減少に合わせて再編整備が行われてきた。
- 再編整備の内容は単なる廃止統合にとどまらず、総合学科の設置、単位制普通科の導入、多部制定時制高等学校の設置など学校の特色化が進められた。
- さらに、平成25年3月にまとめられた『魅力ある県立高校づくり懇話会報告「今後の県立高校の活性化・特色化について」』においても、今後の産業構造の変化やグローバル化へ対応した人材育成の観点からソフト面の取組を中心とした一層の特色化の必要性を求めている。
- このような高等学校の特色化は、中学生の高等学校選択の幅を広げ、子供たち一人一人の力を活かす観点からは望ましい方向にあることと言える。
- 中学校の進路指導においては、生徒の能力や適性とそれぞれの高等学校の特色とのマッチングについて、これまで以上に丁寧な指導が求められる。

(3) 生徒・保護者から信頼される進路指導

○今後の進路指導に求められる観点とその背景については(1)、(2)で述べたとおりである。

○また、国が進める「生き方指導としての進路指導」を継続することは当然であるが、一方で、生徒・保護者が中学校に期待しているのは、理念や励ましだけではなく、高校選択や受験勉強に対する具体的・現実的なアドバイスであることを教育関係者は再認識する必要がある。

○生徒一人一人が、自らの意志と責任で進路を選択決定するとは、生徒・保護者任せにすることではなく、中学校の教員が生徒の適性や能力、希望を十分に理解した上で、ニーズに応じた適切な情報提供やアドバイス、支援を行い、生徒が主体的な進路選択ができるようにするものであることも踏まえなければならない。

以上のことから、生徒・保護者から信頼される進路指導充実の観点として、次の4点を提言する。

- ア 組織的な進路指導体制の充実
- イ 進路指導・相談内容の充実
- ウ 教員の資質向上
- エ 進路指導を支えるキャリア教育の充実

3 進路指導充実へ求められる取組

(1) 組織的な進路指導体制の充実

○生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を行うためには、生徒たちの多様なニーズに応えるための十分な進路情報の収集や進路相談の資料作成、調査書作成等の進路指導事務等について、各中学校が組織的に取り組む体制の更なる充実が大切である。

○進路目標実現に向けた生徒への学習や学習方法の指導を十分に行うためには、進路指導主事が中心となり、学級担任と各教科等担当教員とが連携した組織的な取組体制の下、生徒一人一人への学習支援を十分に行うことが必要である。

○生徒に自分のよさを活かす進路選択を支援するためには、中学校の教員が直接高等学校を訪問するなどして高等学校についての情報を収集すること、中学校と高等学校が連携を密にして情報交換をすることができる中高の連携体制を一層強化することが大切である。

○さらに、中学校を卒業した生徒の高等学校での活躍や高等学校卒業後の進路状況等の情報交換を通して、生徒を活かし伸ばす高等学校の具体的な取組情報を収集し、提供できる指導体制の充実が大切である。

○これらの取組を推進するためには、中学校と高等学校の双方が、互いに情報交換や合同の研修の機会を作るなど、連携を深める体制作りを工夫することが大切である。

(2) 進路指導・相談内容の充実

- 生徒・保護者のニーズに応える情報提供や支援を行うためには、中学校が進路指導に活用するための入試情報や校風・特色等の高等学校についての情報等を、高等学校との情報交換を通して十分に収集し、適切に提供できるようにすることが大切である。

- 生徒の進路選択を支援し、生徒が進路目標実現に向けて意欲的に取り組めるようにするためには、合格可能性や努力目標を分かりやすくアドバイスすることができるよう、成績データの効果的な活用を工夫することが重要である。

- そのためには、県公立高等学校が中学校に送付している入学者選抜における学力検査得点や中学校が行っている実力テスト等の成績データを蓄積し分析することで、指導の信頼性を高める資料となるよう工夫することが大切である。

- さらに成績データを効果的に活用するためには、実力テスト等の結果を、偏差値を算出することで、具体的で分かりやすいアドバイスを行うことも考えられる。ただし、成績データを蓄積し、活用する際には、個人情報の取扱いについて、十分に配慮しなければならない。

- 学級担任等が、生徒に具体的で適切なアドバイスを行えるよう情報を整備するためには、進路情報の収集や蓄積等を市町村や市町村を越えた地域で協力することも考えられる。

(3) 教員の資質向上

○生徒・保護者のニーズに応えるためには、十分な高等学校についての情報や入試情報を基にした適切な情報提供ができる力、希望する進路先についての合格可能性や進学後の生活や活躍等を予想したアドバイス等ができるコンサルタントとしての力が重要である。

○また、生徒・保護者の悩みや不安を傾聴し、共に考えることを通して、将来に向けて主体的に取り組めるようにするカウンセリング能力、生徒の進路選択や進路目標実現に向けた課題解決にどのように取り組んだらよいのかななどを具体的に示し支援するガイダンス能力も重要である。

○進路指導のための教員のスキルを向上させるためには、進路指導の経験が豊かなベテラン教員のノウハウから学ぶことや進学指導や就職指導、カウンセリング等を専門とする外部の指導者から学ぶことが大切である。各中学校では、教員のスキル向上を図る校内研修を計画的に実施することが重要である。

○さらに、高校入学者選抜制度改革や高等学校の特色化が進む中、最新の高等学校や入学者選抜制度情報の共有を図り、担当者が活用できるようにするための校内研修を、進路指導主事等が中心となって計画的に実施することが重要である。

(4) 進路指導を支えるキャリア教育の充実

○今までに取り組んできた生徒一人一人の能力・適性、興味・関心や将来の希望等を踏まえた「生き方指導としてのキャリア教育」は、今後も重要であり、家庭や地域との連携を深めた更なる充実を図ることが必要である。

○そのためには、各教科等の学習と自分の将来との関係に意義を見出し、学ぶ意欲を高める指導や生徒の実態に応じた効果的なキャリア教育プログラムなどを通して、自らの生き方について考え、学ぶ、キャリア教育の充実を図ることが大切である。

○さらに、小・中学校が連携した小学校段階からのキャリア教育を推進し、小学生のうちから、発達段階に合わせて、将来の生き方について考えさせることで、義務教育の総まとめとなる中学校卒業後の進路選択決定の取組が充実することとなる。

○現在、県内の全ての中学校で実施されている職場体験については、生徒たちに何を学ばせるのか、ねらいを明確にして、職場との連携を深め、生徒たちのキャリア発達に関わる能力の育成を図ることが重要である。

4 県教育委員会に期待するリーダーシップ

- 中学校進路指導の改善については、これまでも県教育委員会がリーダーシップを発揮してきた。今後も、全県の中学校が同一の歩調で進めるべきものであり、県教育委員会がリーダーシップを発揮していくことが望まれる。

- これからの生徒・保護者から信頼される進路指導に向けて、市町村教育委員会を越えた地域での取組や中学校と高等学校の連携に関する取組などについても、県教育委員会がリーダーシップを発揮して取り組むべきである。

- さらに、各中学校が、校内研修等を通して校内指導体制の強化や教員のスキル向上に取り組み、生徒・保護者から信頼される進路指導を行えるよう、市町村教育委員会への情報や資料の提供等の支援が引き続き必要である。

- 県教育委員会は、進路指導における配慮事項、例えば個人情報の管理は厳正に行わなければならないこと、生徒・保護者への適切な情報提供を行うための情報収集に努力すべきことなどを、各中学校等に示す必要がある。

- これらにより、中学校や市町村教育委員会等が、それぞれの立場で進路指導の改善への取組を工夫・推進していくことが期待できる。

5 関係組織間の連携

○当検討委員会では、学校を取り巻く様々な立場の委員が、主に公立中学校における進路指導に焦点を当て、時代のニーズに対応した、生徒・保護者から信頼される進路指導の在り方について議論を重ねてきた。

○様々な議論を踏まえ、中学校における生徒・保護者から信頼される進路指導充実のための提言を行ったところだが、進路指導の充実のためには、公立学校や教育委員会だけでなく、このたび集まった関係者を始めとする教育関係者が認識を共有し、協力体制の充実を図っていくことが極めて重要である。

○子供たちの将来のため、今回の報告内容の趣旨を踏まえ、公立学校や教育委員会と、PTAや私立学校関係者、塾関係者といった関係各団体等が、協力体制を図るための連携を一層充実させることが望まれる。

資料

(要約版)

第1回埼玉県進路指導改善検討委員会 議事要旨

平成26年10月14日(火)

午後1時30分～4時30分

県民健康センター大会議室A

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 協議
 - (1) 事務局説明
 - 委員会の進め方について
 - 資料についての説明
 - (2) 協議「中学校進路指導の現状と課題について」
 - 生き方指導としてのキャリア教育の充実についての意見
 - ・ 現在学習している内容と将来との関係に意義を見出させ学ぶ意欲を高めることが大切である。
 - ・ 小学校段階からの生き方指導としての進路指導・キャリア教育の充実が大切である。
 - ・ 生徒が自らの個性や適性を考え、主体的に進路選択する進路指導の充実は今後必要である。
 - ・ 職場体験においては、ねらいを明確にした活動を通してキャリア意識を育成するなど、キャリア教育の一層の深まりが必要である。
 - 進路指導・相談内容の充実についての意見
 - ・ 子供たちがよい面を伸ばせるような学校に進学できる進路指導が重要である。
 - ・ 入学した高等学校に、入学前に1度も行ったことがない生徒がいる場合がある。
 - ・ より良い進路指導には教員の豊かな経験が必要である。
 - ・ 生徒・保護者への具体的なアドバイスが不足している。
 - ・ 就職の指導についても具体的なアドバイスが必要である。
 - 進路情報の収集や提供についての意見
 - ・ 中学校の教員が、高等学校の入試情報や高等学校の特色等を十分に理解して進路指導をすることが必要である。
 - ・ 中学校が具体的な進路指導をするための情報や資料が足りない。
 - ・ 塾に行っていない生徒や生徒の進路に関心が低い保護者にも十分な情報提供ができるよう、中学校の進路指導における環境整備が必要である。
 - ・ 成績データの効果的な活用が必要である。
 - 中学校と高等学校との連携についての意見
 - ・ 中学校と高等学校との連携をどう進めるのか検討することが重要である。
 - ・ 中学校が高等学校を訪問して情報を収集し連携することが必要である。
 - ・ 高等学校説明会等の実施においても中学校と高等学校との連携が必要である。
 - ・ 中学校へ県公立高等学校入試の客観的なデータの提供を更に進めてほしい。
 - 県教育委員会の取組についての意見
 - ・ 中学校の進路指導については、校長や市町村教育委員会が単独で動くのは難しい点がある。県教育委員会が方向性を示すことが大切である。
- 6 その他
- 7 閉会

第2回埼玉県進路指導改善検討委員会 議事要旨

平成26年11月19日(水)

午後1時30分～4時30分

さいたま市民会館うらわ605

1 開会

2 協議

(1) 事務局等説明

- 委員会の進め方について
- 資料についての説明

(2) 協議「生徒・保護者から信頼される進路指導の在り方について」

- 生き方指導としてのキャリア教育の充実について
 - ・ キャリア教育の効果的なプログラムについて研究し実践する必要がある。
 - ・ 家庭環境や社会的・経済的状況にも配慮したキャリア教育の推進が必要である。
 - ・ 職場体験については、子供たちに何を学ばせるかを明確にして、職場との連携を深め、キャリア発達を促す取組の充実を図ることが必要である。
 - ・ 小学校段階からのキャリア教育を推進し、小学生の段階から夢や希望を持った将来の生き方を考えさせる小・中学校が連携した取組が大切である。
- 進路指導・相談内容の充実について
 - ・ 生徒自身の自己理解を基に、個々の将来の進路についてしっかり考えさせることが重要である。
 - ・ 進路相談の機会を増やすなど、きめ細かな進路指導を充実させることが必要である。
 - ・ 子供たちのよさを総合的に理解している中学校が主体となって進路指導を行う必要がある。
 - ・ 中学校は、生徒の学力も含めた総合的な情報を基に、生徒に適した高等学校選択のアドバイスをすることが必要である。
 - ・ 中学校が主体となった進路指導を行うために、生徒の可否に関わる可能性へのアドバイスまでしっかり行うことが必要である。
 - ・ 進路指導では、自己理解や学力・興味・適性などに対するカウンセリングはもちろんのこと、進学先選択にかかるコンサルタントとしての役割を重視する必要がある。
- 進路情報の収集や提供について
 - ・ 中学校が進路指導に活用するための資料を充実させることが必要である。
 - ・ 公的テストの進路資料としての充実を図り、生徒・保護者のニーズに応えられるようにすることが必要である。
 - ・ 中学校が直接高等学校を訪問するなど、中学校と高等学校との連携を推進して、高等学校の情報を入手することが大切である。
 - ・ 偏差値は、進路指導を充実するために有効なデータの一つであり、偏差値の適切な活用も必要である。
 - ・ 偏差値を進路指導で活用するなど、子供たちの意識を喚起し、教員の具体的なアドバイスを通して目標を実現させることが大切である。
 - ・ 県公立高等学校が中学校に送っている学力検査得点を、市町村や地域で取りまとめることで、ある程度確実性の高いデータになる。

○ 中学校と高等学校との連携について

- ・ 中学校の教員が公立私立を問わず高等学校を訪問し、高等学校の雰囲気も含めた情報を収集することが大切である。
- ・ 中学校と高等学校との連携を進め、生徒たちに高等学校卒業後の進路まで考えさせることが必要である。
- ・ 中学校と高等学校との連携の一つとして、高等学校で授業研究会を開き、高等学校に入学した生徒についての情報交換を行うことも必要である。
- ・ 高等学校が中学校に提供している資料や成績データ等を活用して、高等学校との連携を図ることも大切である。
- ・ 中学校が進学を希望している生徒たちの状況等を、高等学校と話し合うことは意味のあることである。
- ・ 中学校と高等学校との連携について、学校訪問等をする際のルールをつくることも必要なことである。

○ 教育委員会や学校等が取り組むべきことについて

- ・ この検討委員会を通して、中学校がすべきことの方向性を示すことが大切である。
- ・ 成績データ等を活用した進路指導が効果的にできるよう、県教育委員会が指導していくことが必要である。
- ・ 埼玉県ならではの生き方指導としての進路指導・キャリア教育を充実していくことが大切である。中学校が今まで以上に工夫して、ボトムアップで充実を図ることが大切である。
- ・ 県教育委員会は、進路指導に対する教員研修の充実を図る必要がある。その際には、外部の講師を招いて研修を行うことも方法の一つである。
- ・ 中学校と高等学校の連携について、県教育委員会が方向性を示すことも大切である。
- ・ 県教育委員会は、平成18年通知以降、中学校が高等学校へ訪問し情報収集・情報交換を適切に行うよう働き掛けているが、できていない現状もある。県教育委員会がもう一度働き掛けることが必要である。

(3) 協議のまとめ

3 その他

4 閉会

第3回埼玉県進路指導改善検討委員会 議事要旨

平成27年1月27日(火)
午後1時30分～4時30分
知事公館 中会議室

1 開会

2 協議

(1) 事務局説明

- 報告書(案)について

(2) 協議「埼玉県進路指導改善検討委員会報告書(案)について」

- 埼玉県の公立中学校における進路指導について
 - ・ 埼玉県の昭和50年代からの現在に至るまでの流れが事実として述べられていることであり、特に意見はない。
- 期待される進路指導の在り方について
 - ・ 現在の子供たちを取り巻く環境の変化について確認をする必要がある。
 - ・ この報告書で、県の方向性が出せたことは良い。今までの進路指導を改善し、方向性を明確にすることで、更に中学校の進路指導が保護者に信頼されるようになっていく。
 - ・ 日本の未来を見据えた進路指導の在り方がよくまとめられている。これらの提言を基に中学校の現場や校長会等で実施に向けた積極的な議論がなされていくと思う。
 - ・ 現在、中間層の厚みがやせ細っていることが問題である。子供たちを囲んでいる経済的、社会的状況が難しい中、どのような進路指導をしていくかが大切である。
- 進路指導充実へ求められる取組について
 - ・ 中学校と高等学校との連携体制を一層強化することは、中学校にとって心強い。中学校の教員が高等学校を訪問する際に、生徒一人一人のよさを知ってもらうことが重要である。
 - ・ 高等学校側としては、「成績データの蓄積」と「市町村や市町村を越えた地域での協力」は大切であると考えている。中学校と高等学校での良いマッチングのきっかけになるなど、連携が強まると考える。
 - ・ 成績データを蓄積し広域で利用することに関して、個人情報取扱いには十分配慮することが必要である。
 - ・ 中学校と高等学校とが連携していくためには、環境整備が大きなテーマであり、今後、県教育委員会のリーダーシップで、積極的に取り組んでいくことが大切である。
- 県教育委員会に期待するリーダーシップについて
 - ・ 中学校等が進路指導の改善への取組を工夫して推進できるように、進路指導における配慮事項等をより具体的に表現すべきである。
 - ・ 高等学校に向けてのメッセージや平成18年通知の内容も入れるべきである。
- 関係組織間の連携について
 - ・ 関係組織間の連携がこの検討委員会の大きな成果であり、今後、塾なども含めて更に連携していくことが大切である。
 - ・ 生徒・保護者から信頼される中学校進路指導の在り方とともに、時代の変化に対応した進路指導についても活発に意見が出されており、そのような内容も記すべきである。

○ その他

- ・ この報告書は、中学校だけでなく、小学校、高等学校など、各学校に通知するとともに、ホームページ等で誰にでも見られるようにすることが大切である。
- ・ この報告書を基に、中学生が「自分を活かす」進路選択が行えるよう、中学校と高等学校との連携を深めることが大切である。

(3) 協議のまとめ

- ・ 出された意見を踏まえて、報告書の修正を行う。その際の修正は委員長に一任する。

3 その他

4 閉会

埼玉県進路指導改善検討委員会設置要項

(設置)

第1条 埼玉県における生徒・保護者から信頼される中学校進路指導の在り方について協議するため、埼玉県進路指導改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は、埼玉県教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、平成26年10月14日から、平成27年3月31日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会議を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 前項の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議の記録)

第6条 委員会を開催したときは、議事要旨を作成するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局市町村支援部義務教育指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成26年10年14日から施行する。

埼玉県進路指導改善検討委員会委員

(順不同 敬称略)

埼玉県都市教育長協議会	野原 晃
埼玉県都市教育長協議会	小尾 富士雄
埼玉県町村教育長会	桑原 孝昭
埼玉県私立中学高等学校協会	青木 徹
埼玉県中学校長会	永島 宣幸
埼玉県中学校長会	鈴木 日出彦
埼玉県高等学校長協会	大野 好司
埼玉県公立小学校長会	深野 秀夫
埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会	島村 健
埼玉県PTA連合会	高田 清美
埼玉県PTA連合会	大村 相基
埼玉県高等学校PTA連合会	岩間 英治
埼玉県私塾協同組合	坂田 義勝
学識経験者 埼玉大学 教授	清水 誠
学識経験者 お茶の水女子大学 准教授	望月 由起
学識経験者 埼玉県経営者協会	根岸 茂文
学識経験者 埼玉県家庭教育アドバイザー	荻野 裕佳里
さいたま市教育委員会学校教育部指導1課長	加藤 明良
埼玉県教育局県立学校部参事兼高校教育指導課長	高田 直芳
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長	宇田川 和久
埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長	大江 耕太郎

埼玉県進路指導改善検討委員会開催経過

○第1回

日 時 平成26年10月14日 (火)

13時30分～16時30分

会 場 県民健康センター 大会議室A

内 容 中学校進路指導に関する現状と課題について

○第2回

日 時 平成26年11月19日 (水)

13時30分～16時30分

会 場 さいたま市民会館うらわ 605集会室

内 容 生徒・保護者から信頼される進路指導の在り方について

○第3回

日 時 平成27年 1月27日 (火)

13時30分～16時30分

会 場 知事公館 中会議室

内 容 報告書(案)について